

## 第3節 平和安全法制の施行後の自衛隊の活動状況など

### 1 平和安全法制に基づく新たな任務に向けた各種準備の推進など

#### 1 各種準備の推進

16（平成28）年3月29日に平和安全法制が施行されて以降、防衛省・自衛隊は、平和安全法制に基づく様々な新たな任務について、制定された法制度・各種部内の規則類の周知徹底、隊員教育のほか、様々な部隊が実際に訓練をするために必要な教材などの整備や教官の育成といった各種準備を進め、同年8月、準備作業に一定の目途がたったことから、自衛隊の各部隊において、必要な訓練を実施していくこととした。また、日米など二国間あるいは多国間の共同訓練においても、今後、関係国との調整のうえで、平和安全法制に関する必要な訓練を実施することとした。

#### 2 訓練の実施状況

17（平成29）年7月、自衛隊法第95条の2に基づく米艦艇の防護に関する訓練を初めて実施し、米海軍との関係強化などを図った。

同年7月から8月の間、多国間共同訓練「カー

ン・クエスト17」に参加して、国際平和協力法に基づく国連平和維持活動に関する訓練を実施し、各種能力の向上を図った。さらに、18（平成30）年6月、多国間共同訓練「カーン・クエスト18」に参加し、国際平和協力法に基づく「宿営地の共同防護」、いわゆる「駆け付け警護」及び「安全確保業務」に関する訓練を実施した。19（令和元）年6月にも、多国間共同訓練「カーン・クエスト19」に参加し、いわゆる「駆け付け警護」及び「安全確保業務」に関する訓練を実施した。

18（平成30）年9月にジブチにおいて、12月には国内において、自衛隊法第84条の3に基づく在外邦人等の保護措置に関する訓練を実施し、統合運用能力の向上及び関係機関との連携強化を図った。

19（平成31）年1月から2月の間、多国間共同訓練「コブラ・ゴールド19」に参加して、在外邦人等の保護措置に関する訓練を実施し、統合運用能力の向上を図るとともに、幕僚訓練において、国際平和支援法に基づく協力支援活動に関する訓練等を実施した。

### 2 多国籍部隊・監視団（MFO）への司令部要員派遣

わが国は、19（平成31）年4月に、シナイ半島におけるエジプト・イスラエル間の停戦監視活動などを行う多国籍部隊・監視団（MFO）の司令部 Multinational Force and Observers への要員を派遣することを決定した。

派遣にあたっては、国際平和協力法上、MFOの活動が参加5原則を満たすものであるかどうか、また同活動が国際平和協力法上の国際連携平

和安全活動に該当するかについて、慎重に検討を行った。その結果、MFOは参加5原則を満たすとともに、国際連携平和安全活動に該当すると判断されたため、要員の派遣を決定した。

**Q 参照** 本章2節5項2（国際平和協力業務）  
Ⅲ部3章5節2項2（多国籍部隊・監視団（MFO）への派遣）

### 3 米軍等の部隊の武器等防護（自衛隊法第95条の2）

#### 1 経緯

防衛省・自衛隊は、平和安全法制成立以降、米

軍等の部隊の武器等防護（自衛隊法第95条の2）の適正な運用を図るため、米国との間で説明・調整を行いつつ、必要な規則類の作成作業を行った。

これらの作業が完了したことから、16（平成28）年12月、国家安全保障会議において、「自衛隊法第95条の2の運用に関する指針」を決定し、米軍を対象に、同条の運用が可能になった。これにより、自衛隊と米軍の連携した警戒態勢などのさらなる強化につながり、日米同盟の抑止力及び対処力は、より一層強化されることとなる。

## 2 自衛隊法第95条の2の運用に関する指針

この運用指針は、政府としての同条の基本的な考え方のほか、本条の運用に際しての内閣の関与や情報の公開などについて定めるものであり、概要は次のとおりである。

### (1) 本条の基本的な考え方

#### ア 本条の趣旨

本条は、自衛隊と連携してわが国の防衛に資する活動（共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。）に現に従事している米軍その他の外国の軍隊その他これに類する組織（米軍等）の部隊の武器等という、わが国の防衛力を構成する重要な物的手段に相当するものと評価できるものを武力攻撃に至らない侵害から防護するための、極めて受動的かつ限定的な必要最小限度の武器の使用を認めるものである。

同条第1項において「現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。」と規定することにより、同項の警護が米軍等による「武力の行使と一体化」しないことを担保するとともに、同条の規定による武器の使用によって戦闘行為に対処することはないものとし、したがって、自衛隊が武力の行使に及ぶことがなく、また、同条の規定による武器の使用を契機として戦闘行為に発展しないようにすることなどを明らかにしている。

このような武器の使用は、憲法第9条で禁止された「武力の行使」には当たらない。

#### イ わが国の防衛に資する活動

本条における「我が国の防衛に資する活動」に当たり得る活動については個別具体的に判断するが、主に①弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動、②わが国の平和及び安全に重要な

影響を与える事態に際して行われる輸送、補給などの活動、③わが国を防衛するために必要な能力を向上させるための共同訓練が考えられる。

### ウ 警護の実施の判断

米軍等から警護の要請があった場合には、防衛大臣は、米軍等の部隊が自衛隊と連携して従事する活動が「我が国の防衛に資する活動」に該当するか及び自衛官が警護を行うことが必要かについて、活動の目的・内容、部隊の能力、周囲の情勢などを踏まえ、自衛隊の任務遂行への影響も考慮したうえで主体的に判断するとしている。

### (2) 内閣の関与

本条第2項の規定による米軍等からの警護の要請を受けた防衛大臣の警護の実施の判断に関し、次の場合には、国家安全保障会議で審議することとしている。ただし、緊急の要請に際し、そのいとまがない場合には、防衛大臣は、速やかに、警護の実施の判断について国家安全保障会議に報告する。

- ① 米軍等から、初めて警護の要請があった場合
- ② 第三国の領域における警護の要請があった場合
- ③ その他特に重要であると認められる警護の要請があった場合

また、重要影響事態における警護の実施が必要と認める場合は、その旨基本計画に明記し、国家安全保障会議で審議のうえ、閣議の決定を求めることとしている。

このほか、国家安全保障会議幹事会を機動的に開催し、国家安全保障会議を補佐するとともに、平素から全ての警護の要請に関する情報を関係省庁間で共有し、緊密に連携することとしている。

### (3) 情報の公開

本条の運用に際し、本条による警護の実施中に特異事象が発生した場合には、速やかに公表し、また重要影響事態において警護の実施にかかる事項が明記された基本計画を公表するほか、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）を踏まえ、政府として適切に情報の公開を図ることとしている。

### 3 18 (平成30) 年の警護の実績

18 (平成30) 年は、弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動の機会に、米軍の艦艇に

対して自衛隊の艦艇が3回、共同訓練の機会に、米軍の艦艇に対して自衛隊の艦艇が3回、米軍の航空機に対して自衛隊の航空機が10回、合計16回の警護を実施した。

**Q 参照** 本章2節3項7 (米軍等の部隊の武器等の防護)

### 4 新たな日米物品役務相互提供協定 (ACSA) などの締結

16 (平成28) 年9月には、外務大臣と駐日米国大使との間で、日米物品役務相互提供協定 (日米ACSA) への署名が行われ、17 (平成29) 年4月に国会で承認され、同月に発効した。

この協定は、平和安全法制の成立により、自衛隊から米軍に対して実施可能となった物品・役務の提供についても、これまでの決済手続など同様の枠組みを適用できるようにするため、これまでの日米ACSAに代わる新たな協定として作成されたものである。

この協定は、自衛隊と米軍との間で幅広い物品・役務の円滑かつ迅速な提供を可能とし、現場

レベルの具体的な協力のレベルを向上させるものである。

また、米国以外にも英国及びオーストラリアとの間で、平和安全法制などを踏まえた物品・役務相互提供協定 (ACSA) を作成し、日米ACSAとともに国会で承認され、同年発効した。続いて、カナダ及びフランスとの間でもACSAを作成し、いずれも19 (令和元) 年5月に国会で承認され、日仏ACSAについては同年6月に発効し、日加ACSAについては同年7月に発効した。

**Q 参照** 本章2節3項8 (米軍に対する物品役務の提供の拡大)、Ⅲ部2章2節6項 (後方支援)

### 5 南スーダンPKOにおける新たな任務の付与

わが国は、国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS) に、12 (平成24) 年1月から17 (平成29) 年5月末まで南スーダン派遣施設隊を派遣していた。平和安全法制の施行以降、政府として現地の情勢及び新たな任務の追加に向けた訓練の状況を踏まえて総合的に検討した結果、派遣施設

隊第11次要員からいわゆる「駆け付け警護」の任務を付与するとともに、宿営地の共同防護を行わせることとし、16 (平成28) 年11月15日に、国家安全保障会議 (九大臣会合) の決定を経て、「南スーダン国際平和協力業務実施計画」の変更を閣議決定した。